

みな違つておりますので、それぞれの地域あるいは工事に応じて必要な建設費を出すという仕組みになっておりますので、特に砂利について何割よけいに見る、こういう指示をいたしておりません。最初に申し上げましたように、その地方の物価を基礎にして積算するという仕組みになっておりますので、ただいま申しましたように、総合的な建設費として、予算面では考慮しております。

○金丸(徳)委員 その辺について、私ちょっと納得できないのですが、地方的に言いますと、砂利の需給の窮屈さがそれほど感ぜられないところもある。確かに私はそうだと思う。ただ東京付近、特にオリンピック道路その他において非常に工事が大きく、また急いで進められなければならないような地区におきましては、非常に窮屈さを生じてきて、そのために値段が上がりおるのじゃないかと思うのです。コンクリート工事におきましては、セメントについてはほとんど上がらないというのを聞いておるのであります。大部分の、量の多い砂利の値段が千六百五十円から二千二百円に上がって、さらにもっと高くなつておるのだらうと思うが、これらについて相当考慮してやりますと、工事業者として、そこに非常に無理を生ずることになる。その結果が——その結果と云えるかどうか分かりませんが、セメント、一部の責任を負わなければならぬのは、砂利トラなんかの事故について、ずいぶんあれなんかも無理の結果、あつた事故を起こすというようなことがたびたび伝えられておる。それらについては、需要者としての建設

省といたしましては、こまかい配慮をしておく必要があるのではないかと、このように思ふのですが、いかがですか。

○尾之内政府委員 私どももそういう必要性を感じております。これは建築関係、土木関係すべてに通ずる問題でございまして、建設省といたしまして、そういう方面の業者の指導をいたしていかねばならぬかと思ひます。が、ただいまのところ、一応そういう具体的な方法については、統制という手段はございせんので、現在、ただいま申しましたように、どうしても上がるという傾向を持っております。いつまでそういう状態を許していいか、問題になる点であらうと思ひますが、私も、道路という面だけで考えますと、一番それを痛切に感じておりますのは、先ほど申しましたように、砕石の点でございまして、なるべくそういう砕石の生産が開発されるように、いろいろ相談がありまして、その問題につきまして、道路研究所あたりで砕石の質とかそういうことを指導いたしまして、そういう生産業者に対する事実上の指導はいたしております。ただ、業界の全般的なそういう指導というのになりますと、別な問題になりますので、そこで私どもでは遺憾ながら手が及んでおりません。

○金丸(徳)委員 道路局としてだけ、特別にここで問題にしたいわけないこととかもわかりません。ただし、セメント骨材の需給が非常に窮屈になつてくる。先ほどお話しになつたように、砕石だけを考へてみましても、だいたい遠方から運ばなければならぬというやうな実情に陥つておるとしますれば、いまの相模川の問題ともあわせ考えまして、建設省としては、総合的な見地に立つてこれが対策を講じなければならぬと思ふのであります。そういうことにつきましてはどうなつておりますか。これは道路局長にお伺いするの、あるいはいけなかつたかもしれませんけれども、もし、進んでおることについてお知りの方がありますれば、この際承つておきたいと思ひます。

○尾之内政府委員 私の所管外のことでございますので、ちょっと責任あるお答えはできません。またそのほうの担当の局長のほうから、お答え申し上げます。

○金丸(徳)委員 道路局長、これについて省内で何か会議をなさつたとか、対策などを講じられた形跡はないのですか。

○尾之内政府委員 私の記憶に残っておりません。

○金丸(徳)委員 それでは、道路公団の参考人がおられますので、ちょっと道路公団のほうに簡単にお伺いいたすのであります。いまの工事を進める上におきまして、骨材、特に砂利、砂などの入手難ということからして、非常に予算面その他で御苦労なさつておるのじゃないかと思ふのであります。が、実情をひとつお聞かせいただければありがたいと思ひます。

○富樫参考人 お話のとおり、われわれのほうでも、舗装用の砂利並びにコンクリート工事用の骨材に非常に苦労しております。だんだん川砂利が少なくなつてきておるので、川砂利のかわりに砕石を使う方法も考へております。特に東名高速道路をやります場合に、骨材が一番問題になります。それはあらかじめ各業者に対して、

どういう点に苦労があるのか、また公団としてできることがあるのかといふやうな相談をいたしております。東名についてはおおよそ見当がついていまして、将来の砕石並びに砂利等の骨材の入手には、相当真剣に取り組まなければならぬと思ひております。

○金丸(徳)委員 真剣に取り組むというお話でございすけれども、真剣に取り組む対象と云ひますか、何か具体的にのお持ちになつておられるのでありますか。

○富樫参考人 これは道路を建設いたします付近で、石山などを公園でございまして、その石山から直営で砕石をとることにしたらどうかというやうな点を考へております。

○金丸(徳)委員 大臣がお見えになりましたから、大臣にお伺いいたしたいのであります。実は川砂利の逼迫と言ひますか、これは遠くには幾らでもあるのであります。けれども、一番近くの多摩川、相模川から川砂利が多くとられてまいりまして、最近ではあまりに取り過ぎたために、川の保全上も心配になるなどというところが世間にうわさされておりました。新聞にも載りましたし、ラジオその他によつても伝えられておるやうであります。これに関連しまして、大臣にお伺いいたしたいのであります。そういうことが道路工事に、あるいは河川工事に、その他住宅あるいはビルの建設などにつきましても、予算面でもずいぶん窮屈になりまして、将来に向かつていろいろの問題を起すと思ひますが、これについて、建設省のほうで何か具体的な対策を講ぜられておるかどうか。いま道路局長にお伺いしますと、

道路局としては、そういうことがまだ考へられておらないということでありまふ。省全体としての大きな問題のやうにも思われるのですが、いかがでありますか、お伺いをいたしたいと思ひます。

○河野国務大臣 お話のとおり、大都市の近郊の河川が、非常に砂利を過度に採取いたしました結果、河川行政上遺憾の点が生じておるといふことは私も聞いておりますが、これが対策等につきましまして、私にお聞きになるよりも、やはりそれぞれの市町村にお聞きになるほうがいいと思ひます。

○金丸(徳)委員 もち屋に聞けということではあります。そのうち屋の総本山としての建設大臣が、何か特別にさしはなして振つていただくほうが早道ではないかと思ひます。といひますのは、いまの川の砂利が、全国的に見てというところは少し大げさであります。東京近郊を見ましても、広く見ますれば、決してないわけではなない。問題は近いところにはない。とりいれども、むしろ川によつてはとつてほしいやうな状況になつておるところがたぐさんあります。こうしたことから願ひまして、建設省では、その需要の立場からいきましても、また主として川砂利でありますから、川の保全上からいきましても、改修上からいきましても、少し遠くのほうへ目をやつて、運賃なり何なりについて特別の考慮を払ふことによつて、いま逼迫しておるころの川砂利の需給状況を緩和することができるとは思ひます。といひますのであります。いかがでございませう。

か。

○河野國務大臣 だんだんお話しでございませうが、建設大臣と申しまして、もう、その万端工じやございませう。砂利がどうなつておる、何がどうなつておるとおっしゃつても、一々書いたものでも読まなければ、私はわかりませう。したがって、聞けば道路局長からお答えしたやうでありますから、私はもうお答えしたやうにいいだらうとお答えしたのです。何も全部責任を回避したわけではない。事務当局の答弁ではいかぬから、もう一べん言い直せと言われませうならば、これはどなたが建設大臣におなりになつても、そういう質問をされても、そう答へられるものではないと思ふのです。やはり答へるときには、わきから聞いて答へるだけであつて、それは、自分で砂利について特別に配慮して、こうやつておりますというものがあれば、お答えしますけれども、お話しのとおり、相模川の砂利が非常に悪くなつてゐる、それから馬入川も悪い、多摩川はどうだというのを聞いておられますから、これは河川法を通していただいて、そして河川法によつてきちつとやろうというのも、いま河川法を急いでおるゆゑんです。しかしそういうものもありませんで、御承知のとおり、いまは県知事にまかせております。そのことを県知事に言うと、県知事のうしろには県會議員がおりまして、なかなか言うことを聞きませう。そういうことがありますから、せつかく苦慮いたしておるのではありません。しかしお話しのように、大都市の砂利は、いま東京ではどのぐらいついておるか知りませんが、ビルの建設に使つておるものが相当多

いのじゃないかと思ひます。こういうことになりまして、われわれのほうで運賃のコストを考慮するとかしないとか言ひましても、そこまできくのは行き過ぎじゃないか。むしろ昨年来考へておりますことは、各府県に砂利場の建設をする、その補助金でも出したらどうだ、各府県ごとに砂利場を持たしたらどうだ、というのを大蔵省のほうでも考へたことがありますが、私のほうでも、そういうことをしたらどうだと思つたことがありますが、その程度だと思ひます。いまお話しになりましたやうな点までは、積極的にまだ触れておりません、というのが実情でございます。

○金丸(徳)委員 大臣にたいへんごまかいことをお伺ひするやうなことになる、恐縮であります。そのやうなことを、実は私は山梨県であります。山梨県では川砂利が非常に過ぎ、たまり過ぎて困つておる。そのために、河川当局なり県なりに向かつて、そういうことについてすみやかに何らかの対策を講じてほしい、特別にいまの時期においてならば、とりよさそうなきでであるからというので、いろいろ御相談を申し上げたわけでありませう。ところが河川当局といつたしまつては、河川保全上これ以上砂をとつては困るというやうなことを言つておるのです。山梨県などにおきましては、え、もうこれ以上砂利業者を入れることはできないのだというやうなことをいわれております。しかし御承知のように、天井川とまでいわれておりまして、あまりに砂がたまり過ぎたために、非常な洪水の心配を起しておるやうな状態でありませう。それを早く

とつてもらいたいことはやまやまなんですけれども、それが使い道がない、あるいは捨て所がないということからいたしまして、現に起きておりますのは、私のほうで釜無川というのがあります。これが数年前の台風によつて、何千万立米といわれるくらいたくさんたまってしまひまして、河床が一メートル、多いところでは三メートル近くも上がつてしまつた。その砂を捨てるために、付近の高い耕地を買つて、そこへ砂を捨てておるやうな状況でありまして、これは非常に残念なことであります。何も高い耕地へ砂を捨ててくだらなくとも、いま困つておる東京へ持つてきてくれることができないものであらうか、こんなことを考へまして、御相談いたしたのであります。が、当面予算の關係であるとか、あるいはさしむき堤防保全上おもしろくないというやうなことから、こういうことになつております。それからもう一つは、業者もまた、運賃のために採算がとれないということになるのであります。が、これにも何とか運賃を補給するということによりまして、片やいま逼迫しておる砂利の需給状況を救ひ、片や川の根本的な改修によつて天井川をなくすることもできるのではないかと、そういういい時期だと思ふもので、それから、これは一番、建設大臣の大英断を仰ぐときだと思ひまして、お願いいたしたわけでありませう。決してこまかいことまでお答えいたしたくはないのでありますけれども、大方針を承れば、それによつてまた河川当局においても考えを新たにしてくるのではないかと、こう私は思つたからであります。

○河野國務大臣 山梨県の川が砂利をとり過ぎておるというお話は、いま初めて承りました。少なくとも建設本省においては、そういう感覚は持つていない、ちよつと聞きまして、いいないやうでございます。ただし中央道でもできることになりませうれば、たくさん砂利が要りますから、それまで置いていただく。(笑聲) また、笑つて申すわけではありませうが、富士川の上流ですが、富士川の上流は、これはもう私もたいへん共鳴しておる点でございます。あそこを十分調査して、もう少し河床を下げたらどうか、そうしてあそこ甲府盆地の水のたまるところをもう少し下げるやうにすることは、なろうか、という案につきましては、なるべく早く調査を終わつて、実施に入る必要があると思つておるくらいでございます。ましては、いまの河床を下げることにつきましては、私も全然異論はないところでございませう。

○金丸(徳)委員 大臣もお忙しいやうであります。あの先生方の御都合もありますから、あと一点だけ念を押すやうであります。また大臣の御決意をぜひお願いしなければならぬときであると思ふものでありますから、伺ひます。現地のほうの、河川の皆さんも、その点については非常に了解してくれておるやうな感じが、問題は、やはり河川の改修上当面困るのだというところのために、天井川を根本的になくすというやうなところまで考えを進めていただいてくれませんか、そのために、いままで何十年も富士川の上流の改修につきましては、建設省の一番大きな問題でございまして、いわれておる、あの改修につきましては、建設省から博士が何人とか何十人とか出たと

かいわれるくらいむずかしい工事がやられておつた。しかし何と云つても、上からどんでん出てくる砂利の始末に困るというところで、天井川がますます高くなつてしまひ、しまひには雲の上の川になりはせぬかとまでいわれておる。この機会に、ちよつと砂利がなくなつておるといういい機会なんですか、思い切つて、この際ひとつ根本論に取り組んでいただければありがたいということでございます。これは大臣にお願いいたすことであります。が、いづれまた河川法のときにでも、河川局長にお伺ひいたすとしたしまして、大臣のさうな決意を承つて、これから現地における問題処理の方向をきめてまいりたいと思ひます。

○河野國務大臣 失礼なことを申しておしかりを受けるかもしれませうが、私は、天井川の解決は砂利が中心でございまして、砂利を減らさうと、とる以上のものが上から流れてくる、したがつて、山梨県はもう少し砂利に熱心にならねばならぬと思ひます。とかく山梨県は、河川法を提案すれば、知事さん初め反対してゐるし、それで川の問題がうまういつておるのかと思へば、うまういつておるない。ここらについて、もう少し県民全体の御認識を新たになさるやうに、せつかく御協力をいただきたいと思つております。私も最近山梨県には再三まいりまして、いろいろな点も見ておられます。お話しのとおり、川が非常に荒れておりまして、そのあと始末等につけて、もう少し積極的によらなければいかぬというところもよくわかつておりますが、砂利を中心と、また静岡県の県境の掘り下げ等をいたしまして、県

全体の川のムードを直すというよう
な、根本的なことを考えなければいけ
ないというふうに思っております。で
きるだけ御協力申し上げるというこ
とを、ここでははっきりいたしておき
ます。

○金丸徳委員 具体的のことにつ
きましては、また後日いたします。終
ります。

○丹羽委員長 井谷正吉君。

○井谷委員 大臣にお伺いしたいの
であります。私、前の質問は時間が非
常になかったもので、その際にお伺い
することができなかったが、きょうもま
た大臣は非常にお忙しいので、三点
ほどにしまして、簡潔に申し上げたい
と思ひます。

先般大臣から四国と中国の架橋の問
題について、経済価値の一番大きな明
石―鳴門線のお話がありました。こ
れは私も同感であります。ぜひ早速に
これが実現するように願うものであ
ります。ところが愛媛県と広島県が今治―
尾道線に非常にこだわっておる。だ
から、私これを調べてみましたところ、
綾部運輸大臣が尾道へまいりました
て、大臣の名をさされておりました
が、その意味は、河野建設相が明石―鳴
門線についていろいろ言っているけれ
ども、これは当然尾道―今治線になる
だろうというように、これははっきり活
字になっておる。これに力を得たか、
愛媛県、広島県の当路の人が広島に集
まりまして、先般も会議を開いたとい
うようなことが口火になっておるよ
うでございます。そこで、やはり一つ
の内閣の内部でこういうふうな意見が
分かれる、綾部さんが鉄道の橋をつけ
られるなら別だけれども、こういうお

考え方の相違というふうなことがある
のかどうか、承りたいと思うのであり
ます。

○河野國務大臣 四国と本土の間に
ける架橋の問題につきましては、たび
たび申し上げますとおり、私も明石―
鳴門、宇野―高松、尾道―今治、この
三線は、いずれも立地条件も非常に
いい、また工事を進める上においても
適切な場所であると考えております。

しかしこれを国家が架橋いたします場
合に、三線同時に始めるといたします
れば、あまりに経費が膨大でございま
して、それこそ何十年かかるかわから
ないようなことに相なると思ひます。
そういうことは、投資を有効にするた
めに適切な処置ではないというように
考えまして、いずれも適当でございま
すけれども、どれから先にやるかとい
うことに相なると思ひます。ございま
す。そういう意味におきまして、まず
京阪神に近い明石からやるのが一番
四国全土の開発の上に適切であろうと
いう意味において、明石―鳴門から調
査を進める、そしてこの調査の結果可
能であるならば、これから架橋を始め
ていく、そして引き続き第二、第三に
かかっていくというこの方針を、私
は建設大臣としてきめております。こ
れにつきましては、私が建設大臣一存
できめておるばかりでなしに、総理大
臣の御了解も得ております。したが
いまして、現内閣におきまして、この方
針が変わるということとは私はあり得
ないと思ひます。ただし、この橋が済
んだ次には、その二つのうちのどっち
やるかということになりますれば、順
次上のほうから下へ下がついていくの
いいのではないかという意見もありま

しょうし、一番東のほうの橋をやった
から、今度は西のほうをかけたらい
だらうという場合も起こってきまし
うし、それはそのときの両地域の経済
効果、効率等を十分に勘案してやるべ
きものと思ひますから、いまにわか
に、第二はどこだということについて
は、ここに私の意見を決定いたしかね
ますけれども、いずれにしても、これ
ら三地点の架橋は、国家としてぜひ必
要である、引き続きやるべきものであ
ると考えております。

○井谷委員 大臣の御答弁は私も
そのとおりにはやっていたきたい、反
対しておるわけではありませぬ。ただ
そういうことがあったということの中
に、この道路整備緊急措置法の中
の第一条であります。この法律は、
道路を緊急に整備することにより、自
動車交通の安全の保持とその能率の増
進を図り、もって経済基盤の強化に
寄与することを目的とする。とありま
す。これだけを見ますと、自動車交通
の安全の保持と能率の増進ということ
が、一番重点になっておるように思ひ
ます。私はこの中に、道路本来の大き
な目的でありますその地域の産業開発と
いうことが、これは経済基盤の強化と
いう中に入るかもしれないけれども、
もともとこういうことばのあらわし
方が考慮されていいのではないかと思
ひますが、大臣のお考えはいかがであ
りますか。

○河野國務大臣 道路の目的は、当然
いまお話しのように相なるべきだと私
は考えます。したがって、近日提案御
審議をいただくように考えております
道路法の改正案につきましては、お話

のようなことを当然その目的に書くべ
きものと考えます。ただ、ここに緊急
五カ年計画は、御承知のように、ガソ
リン税を非常に主たる財源にいたして
おります。そういうふうなことから、こ
のガソリン税をたくさん使って、道
路を大幅に緊急にやろうとしたして
おきます関係から、そのほうに多少義理
立てしたのではないかと私は思ひます。
ありまして、道路の目的については、
お話しのとおり、ここに書いてある自動
車さえ通ればいいというふうなもので
あるべきは、当然目下の道路の目的とい
まして、当然目下の道路の目的とい
まして、当然目下の道路の目的とい
まして、当然目下の道路の目的とい

○井谷委員 第三は、近畿圏整備本部
の大阪事務所がこれに出ておりま
すが、私、それと関連して考えるこ
とで、特に大阪、神戸でございま
す。従来四国が非常に大きなウェ
ットを持っていました。今度瀬戸内海
の工業開発、産業開発が行なわれる
ときにあたります。やはり瀬戸内海
をさみしました四国、九州、さらに大分、宮
崎、こういうところ、内海に関連する
広域なこうした地域の、近畿圏の整備
地域のような構想をやはり立てて、国
で指導協力をしてやるという体制が、
当然起きてくると思ひますが、大臣の
これに対する構想はいかがでござい
ますか。

○河野國務大臣 私の持論といたしま
して、広域行政、広域経済というよう
な観点から、現に中国とか四国とか近畿
とか呼ばれておりますものは、はたし

てこういうことで要当であるかどうか
というところに非常に多くの疑問を持
っております。近畿圏の議員さんが、近畿
圏整備の法律をお出しになるときに、
四国の代議士諸先生がこの問題に深
い関心をお持ちになって、少なくとも
徳島県程度はこれにお入りになること
が必要ではなかったか、現に北陸の福
井県がこの地域内に入っております。
三重県の一部も、東海でございませ
んが、入っております。というふうな関係
からすれば、当然入っているのではない
かと思ひますが、地元の御要請等もあ
まり御熱意がございませんでしたの
で、そういう運びになっておりませ
んが、むしろこの橋をかける、これが
かればむしろそういうことになりま
しょうけれども、かかる前から、この
経済の一体化という意味において、そ
ういうふうにあることが適当じゃな
いか、こう考えます。

○井谷委員 次は、前に大臣がお話
になりました地方道の現道舗装の問題
でございします。地方道は、従来これ
を開通いたしましたところは、馬車が
あったために道幅が非常に狭い。ま
た勾配あるいはカーブ、そういうもの
も、今日の自動車が行くには、不便
が非常に多いと思ひます。ところが、
現道舗装の場合に、前に大臣仰せられ
たように、そういうものを直していた
のではとても費用が高つくから、現
道のままでやろうというお話は当然の
ことと思ひますが、とうていいたされ
ないようなところがあります。そうい
うような箇所、あるいは退避線、退避
場所の設置というふうなことは、これ
とやはり切り離してやるべきだと思

ますが、その点をひとつ伺いたいと思
います。

○河野国務大臣 地方道の場合には、
主要国道と二応総ワクはきめておりま
す。ただし、主要国道と申しまして
も、四メートル以下の道路につきまし
ては、現状のままでは舗装することは
適当でないという意味から、一応、四
メートル以上の道路であって主要国道
というものについては、全面的に舗装
しようと考えております。これは原則
であります。ただし、そうは申しまし
ても、主要国道でなければ舗装しない、
もしくはそれはなおざりにする、とい
うことは考えておりません。必要なら
合いにおきましては、一般国道でも、
むろん舗装することに努力することは
当然であります。

○井谷委員 私が大臣にお伺いするの
は、これよりよろしくご説明くださ
ら、あとは道路局長にお願したいと
思います。

道路局長にお尋ねしたいのですが、
この主要地方道で、現在全国で何キロ
くらい指定の申し込みがありますか。

○尾之内政府委員 今日時点におき
まして、大体一万五千キロくらい御要
望が出ております。

○井谷委員 その一万五千キロくらい
を査定になるでしょうか、およそ何割
くらいがきまりますか。

○尾之内政府委員 実は、まだ何割と
いうことはきめてございません。これ
は先ほど大臣が申されましたけれど
も、新しい五カ年計画をこれから組み
立てていくわけでございます。それも
当然予算の対象にもなりますので、そ
ういうものによって、どのくらい主要
地方道が整備し得るかということもご

ざいますので、大蔵当局とも打ち合
せなければなりません。私どもとい
ましては、その主要地方道に指定
した以上は、やはり指定した並みのこ
とをいたしたいと思っております。御
要望はたくさんございますが、いまの
数字から申しますと、大体その半分く
らいならば、これからつくり出す五カ
年計画で、ある程度それらしいものが
やれるのではないかと、かように事務的
には考えております。いずれにいたし
ましても、関係当局といろいろ打ち合
わせなければなりません。ただいまの
ところは、まだ数字的にはつきり申し
上げられません。

○井谷委員 本年度の四国地建におき
ます一級、二級国道の整備の御構想を
承りたいのです。というのは、四国の
幹線自動車道路網の整備、これにつ
いて四国地建から照会が、回答を
県の方から出してありますが、それ
によりまして、四国縦貫自動車道を、
松山市から三崎町まで延長する。大洲
市から宇和島市までの高速自動車道
を建設する。宇和島市、高知県窪川間の
国道の昇格という、この三つを答申し
ておるようでありまして、それらにつ
いてのお考えを承りたい。

○尾之内政府委員 四国の幹線自動車
道路網につきましては、先般建設省で、
将来の国土建設のビジョンの案を出
したことがございまして、それにより
ますと、本州と四国をつなぎ、また、
四国の中に予定されております四国自
動車道というものを整備する。それか
ら九州との間をフェリーで結ぶという
ようなことが根幹になっておると思
います。しかし、これらは将来の一つの
構想でありまして、たとえば、四国自

動車道につきましても、まだ調査が始
まりました段階でありまして、まだ具
体的に建設に着手するという前の段階
でございます。したがって、新し
い三十九年度におきましても、前年
引き続きまして調査をするという考
え方でございます。

それから、本州との連絡につきまし
ては、先ほど建設大臣からもお話が
ございましたし、前回の話にもござ
いましたように、これも大体明石一鳴門
地区を中心にしたしまして調査をして
おる段階でございます。この具体的
建設については、やはり同様に今後の
問題でございます。それから、九州
四国のフェリーにつきましては、これ
は何らかの方法でフェリーを実現し
たい、こういうふうな考えでござい
ます。その方法については、やはり今後
の問題になっておるわけでありませ
ん。なるべく早くその方針をきめたい
と思っておりますが、まだ未定でござ
います。おおむねそういうふうな段階
でございます。幹線自動車道としまし
ては、全体的にまだ調査をしておる、
こういう段階と御認識いただきたい
と思ひます。

○井谷委員 私、最後に私の考えを
ひとつ申し述べまして、希望を申し上げ
て、終わりたいと思ひますが、この明
石一鳴門の連絡橋ができる。そうして
今度高松から松山、大洲、三崎、そ
うして九州の佐賀間の連絡、これを私は
自動車縦貫道路としてぜひ御実現願
いしたいと思います。この線ができま
すと山陽線に並行した複線になる。九
州と、京阪神との連絡が非常に早くな
りますとともに、経済価値が非常に上
がってくるというところであります。こ

れは山陽線に並んだ一つの線として重
点を置いていただきたい、こういう希
望を申し上げておきたいと思ひます。
私の質問はこれで終わります。

○金丸(徳)委員 河川局長がお見えに
なったようでありますから、河川局長
にお伺いしたいのであります。

私は、相模川や多摩川その他川砂利
を非常に取り過ぎたために問題を起
しているというふうなことからいたし
まして、建設事業全般にたいへん悪
影響を来たしておるのではないかと、
こう思っておりますのであります。そ
で、先ほど実は道路局長にもお伺い
いたし、また道路公団の方からもお
答えをちょうだいしたのであります。が、
それによりまして、碎石にかえてお
るということでございます。道路局長の
ほうは、むしろ碎石のほうがいいん
だということでありましたが、私は碎石
にかえて間に合うものと思ひませ
ん。ことに非常に高くなっておるよう
でありますし、道路公団のお答えによ
りますと、そのことについて非常に將
来を心配しておるということであり
ました。そこで、これは河川局長のほう
としましては、むしろ砂利の供給側と
しまして、これに協力なさる何らかの
対策をお持ちになっておるかどう
か。川の保全上も差しつかえない、むしろ
川の保全上にもよろしいというふうな
考え方に立つて、少し遠くはなるけれ
ども、近県各地の砂利がたまってお
る川を探して、この方面からいまの需給
関係に協力なさるお考えがあるかど
うか、ということをお伺いしたいの
であります。

○畑谷政府委員 いまのお話でござ
います。私のほうは、もちろん供給と

いう面もございまして、河川管理上の
問題として砂利の採取がいろいろな影
響を与えておる、たとえば河床の低下
であるとか、いろいろな問題がござ
いまして、河川の管理上からこれは放
置できないということでありまして、ひ
いては砂利の供給の問題でございま
す。特に砂利の採取が最近においては
非常に窮乏になってきておる。もうこ
れ以上取ってはいけないんじゃないか
というふうな、またはそれに近いよう
な河川をまず対象にいたしまして、砂
利の賦存量調査というのをやってお
るわけでございます。ちょっと名前を申
し上げますと、現在対象として考
えておりますのは、多摩川、相模川、神
流川、鬼怒川、渡良瀬川、利根川上流、荒
川、阿賀野川、木曾川、矢作川、揖斐
川、狩野川、木津川、淀川、紀ノ川、
吉井川、太田川、朝日川、吉野川、球
磨川、筑後川、大淀川——これはど
ちらかというところ、この川については砂利
の供給というものが相当早い期間に窮
乏になるのじゃないか。そうします
と、砂利の供給がとまると、それ
に対応するような動作を当然しなけれ
ば問題が起こる。そして、それらの川
の現状におきまして、川の改修と比
べましてどれくらい砂利が採取でき
るか、今後それが何年くらいでとま
るか、それを早く見きわめまして、それ
を見当をつけた上で、そういうふう
になった場合にそれをどうするか。たと
えばほかの近い川でそういう採取の条
件のいいところに移すとか、あるいは
碎石のほうに考えてもらう、当然早く
その見通しをつけないといけないとい
うので、一生懸命やっております。ま
大体の見当はついておるのですが、ま

だ結論には達しておりません。特に問題になっております相模川とか酒匂川というものにつきましてはもう供給限がきたというので、御承知のように一部禁止という状態になっております。その他のこれらの川につきましては、早く結論を出しまして、結論の出次第、この川についてはもう今後何年くらいより賦存量がない。それに対応する動作を当然早く見つけまして、その対策を講ずる。どちらかと申しますと、河川管理上の問題から十分その調査をしておるような現状でございます。

○金丸(徳)委員 いま、河川保全上これ以上はもう取れそうもないというような川の名前を承ったのであります。が、まだまだ十分あるのです。むしろ相当持ち出さなければならぬという状況にある河川も、東京近郊だけでも相当あるように思うのでございます。が、たとえば、私、山梨県であります。山梨県においては、富士川上流の釜無川、釜無川の各支流、それから笛吹川というようなところにおいては、まだまだ相当期間相当量の砂利砂を取らなければ、本来の川の理想の姿にならぬのではないかと、そういう面についてはどういふ方策をおとりになるお考えであるか。

○畑谷政府委員 いまお話ししましたとおり、どちらかという、現在この川でこれくらいの量より取れませんかというのを申し上げないと、なかなかそれに対するいろいろな対応策ができないという現況にございまして、とりあえず、この川もこれくらいよりないからそのつもりでやりなさい、と

いうことをまず指定しまして、それからそれが出ましたら、それと並行して、そのほかの川にどういふような砂利の量があり、どういふような開拓の方法があるかという次の段階に実は移るつもりでおるのですが、現在、川の状況について、これ以上取れないという調査がまだ済んでないものですから、そこまですべておきまして、至急そういう面に向かって結論を出し、あるいは強力にそういうようなことに対処していきたい、こう思っております。

○金丸(徳)委員 私のほうの例だけとってはいいけれども、釜無川、富士川の上流というものは、おそろしく砂利がたまって河川の保全上御苦労をかけている川の一番ひどいものだと私は思うのです。この富士川上流の改修につきましては、私の記憶する限りにおきましては、初めこの砂をたいへんな予算をかけて外へ持ち出しておった。捨てておったんですね。そのため当時の金で年々何百万、何千万、いまだといたしますれば相当の金をかけていたと思うのでありますが、砂を持ち出して捨てなければならぬ状況であった。ところが、この川の砂を捨てるといふことについては、あまりに金がかかり過ぎて成績がはかばかしくなるといふことからいたしまして、金はいけるけれどもさいの川原以上にますますたまってまいったのです。ことに三十四年のあの台風以来というものは、非常に河床の上がり方でありまして、これをこのまま従来の方針をとっていきますれば、年々予算をかけて持ち出すというものであります。いま私が大臣に御決意をお伺いいたしまし

た要点は、幸いというか、不幸というか知りませんが、いま東京周辺におきましては、各種の建設工事が進んでおるにかかわらず、いまお話しのように、川砂利は相当逼迫を来たしておいて、そうしてそのために場所によって取り過ぎるということまで来たしておるような状況でありますから、このときこの際、いままでのような改修の方針を変えて、付近に捨てるといふことではなしに、積極的に、いまの予算を東京へ持ち出すほうの予算に使ってくださることによって、より効果が上がってくるのではないかと。一面におきましては、非常に逼迫している砂利について供給量を増すことになりまして、うし、一面におきましては、予算の使い方を持宜に適する形において使うということにおきましていいのではないかと。したがって、河川保全の方途としては、従来の考え方を一歩飛躍した、あるいは根本的に変えた考え方でやってくださる時期ではないか、こう思うのですが、それについていかがなお考えをお持ちになっておられるか、お伺いしたい。

○畑谷政府委員 当然のお話でございます。その第一歩といえますか、御承知のとおり、昨年、相模川につきまして、いわゆる砂利規制の政令を制定いたしました。それからことしの四月から一応全面禁止——もちろん区間的でございます。結局そういうことによつて、そこにおられた人が、当然砂石とか何とかということもあると思いますが、相当の人たちが、砂利の、ほかの現場に行きまして、採取のできるところに行つてそういう動作をするという、要すれば、いま砂利を取っておる

人たちは、そういうような供給源が非常に多くあるにかかわらず、単価とかいろいろな施設等から考えてなかなか踏み切れないのじゃないか、そしてすると、非常に河川管理上困るような状態に追い込まれておる。これはお互いに困るわけでありまして、私個人としては、昨年のそういう規制の政令を十分に活用しまして、ここまではこういう量より取れない、したがって早くそういう対策を講ずる、その対策を講ずるにつきましては、お話のとおり、そういうような川で十分取れるところから取るように御指導を申し上げる、こういうことでその解決を進めていくような段取りがすでに政令その他でできております。さらに強力にそういう指導をしていきたい、こう思っております。

○金丸(徳)委員 政令その他で、形の上からあるいは指導方針として、そういう方向をとられることからもう一歩進めて、河川予算の中で、河川改修の方向を、堤防をしつかりするとか、砂防堰堤を上につくるとかということも大いに進めてもらわなければならぬ。現に進めていただいておりますわけでありまして、現にたまっておるものを一刻も早く持ち出すという方向に方針を変えていくにはまいらないかどうかということ。そのためには、業者に単に指導精神、方針として言うのではなしに、それに対しては、助成金を出すとか、あるいは運賃を補助するとか——それはいまたんばを買って、そこへ捨てておきます。あの金も相当なものだろうと思う。相当高い土地を買って、そこへわざわざ捨てておる、それだけの予算を運賃に補助するという

ような方向へ使いますと、かなり業者のほうでも持ち出すのに協力することになりはしないか、こう思うのであります。なぜ私がこんなことを言うかといひますと、いま釜無川では二十何社が入つて非常に乱掘の害さへも起きております。たくさん持ち出してくれるのはいいのでありますが、それがかつてほうだいに持ち出すということになると、これまた非常に河川保全上心配であります。それが何とか解決できないか、いろいろ言つてみましたが、むしろ砂利を持ち出す金を取っているのだ、逆なんでありまして私のお願したいことは、むしろ業者から金を取るということではなくて、業者に助成して、そのかわりに、こういうところを、こういう方向で、これだけ持ち出してくれというような、強力な指導ができるような予算的裏づけまですることができないかどうか、そういう方向をとることによつて、天井川の根本的な解決ができればいいか、こう思うものであります。それらについて、従来の方針を変えるわけにはまいらないか、こういうことをお伺いしておるわけです。

○畑谷政府委員 お話の趣、よくわかりました。従来からもそういうお話があるのですが、河川改修上どうしてもそこを掘さなければならぬとか、あるいはいしゅんせつしなければならぬといふところにおきましては、これは当然採取というよりも、こちらの費用みずからでもってやるわけでありまして、お話のようにある程度たまっておるところについて、そういうところを助成金を出してやる、これは補助金の制度から、簡単にそういうことができることはとても申し上げかねるわけでご

らにもしでるならば五五年の時点についでの見通しをひとつお知らせいたしたい。それからもう一つ、これを取り上げる基礎として、国民総所得との比率ということも当然問題にしなければならぬと思うのですが、その点についての現在の状況あるいは将来の見通しはどうなんでしょうか。

○尾之内政府委員 国民所得と道路投資との関係につきましては、道路投資の国民所得に占める割合で申し上げますと、三十三年が一・九五%、それから三十四年が二・〇七、三十五年が二・〇六、三十六年が二・五〇、かような数字が手元にごさいます。これから先の数字につきましては、将来の数字はちょっと手元にごさいません。もし必要がございましたら、これもまた同じ資料で提出したいと思います。

○西宮委員 それでは、いまいろいろなそういう数字をお尋ねしましたので、この次までにさらに詳しく調べて報告するという局長のお話でございませうから、私はそのとき資料をもちうことにいたしました。大臣にお尋ねするつもりでなかった別な問題で一言だけお尋ねをしたいのであります。

例の車両制限令によって制限されております制限も、猶予期間がことしの七月三十一日で満了するわけでありますが、それに関連して、そうすると、この制限令がそのまま適用されるということになって、非常に困るわけであります。ただ、制限令が適用されて車両が通れないということだけでは問題の解決にはならないので、同時にそういう道路の拡張なり、道路の改修なり、そういう点について助成をするのか、そういうことは考えられないので

すか。

○尾之内政府委員 車両制限令は猶予期間がただいま御指摘のとおりことしの七月一ばいで切れるわけであります。政府がいたしましては、これらの措置をいたしまして、補助事業といったしまして、この対策として待避の措置とか、その他道路改良をやっておりますが、何ぶんにも全国的にかなりのそういう支障箇所がございますので、政府の補助事業だけでもまいりません。

したがって、単独でやれるものはやるようにということ、かなりやっておりますが、本年度三十八年度は、これらを合わせまして五十二億円でございまして、三十九年度でできるだけこの猶予期日までにするように、百二十二億ほどこれらについて予定いたしております。しかし、これとても実際問題としてそのときまでに工事がうまく完了するかどうか、必ずしも保証できません。したがって、そのほかにかわれわれといたしましては、各都道府県ごとに道路の管理者と陸運局と、それから警察機関、この三者で協議会を持ちまして、この協議会でそういう場合にどうするかという措置を相談しております。しかし、何ぶんこの問題も必ずしも協議会で解決するものでもございせんので、私どもといたしましては、実態をたたいま各都道府県ごとに詳細に調べております。どうしてもこの猶予期日までに間に合わないという場合には、つまりいかなる措置もとれないという場合には、そのときにまた適切な行政措置をとらなければならぬ、かように考えておりますが、まだ

本日の時点におきまして、どうするか

ということを具体的に申し上げる段階に至っておりません。

○西宮委員 ただいまの問題は、まだこれから検討する問題だということでありますから、なおその際にまたいろいろお尋ねすることにして、ひとつぜひ善処してもらいようにお願いいたしておきたいと思ひます。

それでは、さっき冒頭に申し上げたように、私、大臣にお尋ねしたい点の前提事項をお尋ねしたわけでありまして、きょうはこれで終わることになります。この次、大臣にお伺いたします。

○丹羽委員長 次会は、来たる二十四日火曜日、午前十時理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十六分散会

昭和三十九年三月二十五日印刷

昭和三十九年三月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局